

「船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令案等」に対するパブリックコメントの概要及びコメント
 に対する金融庁の考え方

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	19条の3 2項1号	<p>「会社法以外の法令により保険業を営む株式会社となったもの」には、保険業法の規定に基づき相互会社から株式会社に組織変更した会社も含まれるか。</p> <p>また、相互会社から株式会社に組織変更を行った場合、当該会社の剰余金の額の計算に当たっては、同条第2項の規定が適用されるか。</p>	<p>第19条の3第2項第1号の「会社法以外の法令により保険業を営む株式会社となったもの」には、保険業法の規定に基づき相互会社から保険業を営む株式会社に組織変更した会社も含まれます。</p> <p>また、相互会社から保険業を営む株式会社に組織変更を行った際の当該会社の剰余金の額の計算に当たっては、同項の規定が適用されることとなります。</p>

以 上